

労働者の安全と健康確保のために

安全衛生管理体制を確立しよう！

安全衛生活動を進めるためには、安全衛生管理体制を整備して企業の安全衛生活動の目標を定め、経営首脳が舵をとりながら進める必要があります。

このため、労働安全衛生法では、一定の規模以上の事業場において、安全衛生を管理する者の選任等を義務付けています。安全衛生管理活動を組織的、計画的、継続的、安定的に進め、労働災害を防止するため体制の確立を図りましょう。

安全管理者等の選任早見表

業 種	労働者数	総合安全衛生管理者	安全管理者	第1種衛生管理者	第2種衛生管理者	産業医	安全衛生推進者	衛生推進者	安全推進者(注1)	左記以外の担当者又は事業者
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、自動車整備業及び機械修理業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 300人未満		○	○		○				
	300人以上	○	○	○		○				
鉱業、建設業、林業、運送業、清掃業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 100人未満		○	○		○				
	100人以上	○	○	○		○				
農畜水産業、医療業	10人未満									○
	10人以上 50人未満							○		
	50人以上 1000人未満			○		○				
	1000人以上	○		○		○				
各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業	10人未満									○
	10人以上 50人未満						○			
	50人以上 300人未満		○		○	○				
	300人以上	○	○		○	○				
その他の業種（上記以外の小売業、社会福祉施設、飲食店など）	10人未満									○
	10人以上 50人未満							○	△(注1)	
	50人以上 1000人未満				○	○			△(注1)	
	1000人以上	○			○	○			△(注1)	

※表中の○印は選任が義務付けられていることを表しています。△印はガイドラインに基づく配置です。

※安全管理者・衛生管理者については、事業場の業種、規模によって「専属の者を選任しなければならない場合」及び「複数人数を選任しなければならない場合」があります。

安全管理者等の資格要件

	資格要件等	備考
総括安全衛生管理者	○事業場においてその事業を統括管理する者 (統括管理とは、工場長等の名称の如何を問わず事業の実施について実質的な統括管理権限及び責任を有する者をいいます)	労働安全衛生法第10条
安全管理者	○大学等において理科系統の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ○高校等において理科系統の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ○その他厚生労働大臣が定める者 ・大学等において理科系統以外の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ・高校等において理科系統以外の課程を卒業し、その後6年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者 ・7年以上産業安全の実務経験を有するものであって安全管理者選任時研修を修了した者など	労働安全衛生法第11条
衛生管理者	○衛生管理者(第1種、第2種)免許を有する者 ○衛生工学衛生管理者免許を有する者 ○医師 ○歯科医師 ○労働衛生コンサルタント ○その他厚生労働大臣が定める者	労働安全衛生法第12条
産業医	○医師であって、産業医研修を修了した者 ○労働衛生コンサルタント(保健衛生)試験に合格した者 ○大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は常勤講師の職にあり、又はあった者 ○その他厚生労働大臣が定める者	労働安全衛生法第13条
安全衛生推進者	○安全衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者	労働安全衛生法第12条の2
衛生推進者	○衛生推進者等養成講習修了者 ○大学等を卒業し、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○高校等を卒業し、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者 ○厚生労働省労働基準局長が同等以上の能力を有すると認める者	労働安全衛生法第12条の2
安全推進者 (注1)	○職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みされている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。 ○常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい (ア) 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等) (イ) (ア)と同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)	労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月28日付け基発0328第6号)

※ 安全管理者等は、選任の事由が発生してから14日以内に選任し、「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)に必要な事項を記載の上、資格要件を証する書類を添付して、所轄の労働基準監督署(支署)へ提出しなければなりません。

また、安全衛生推進者又は衛生推進者についても、選任の事由が発生してから14日以内に選任しますが、事業場内の見やすい箇所に氏名等を表示するなどにより労働者へ周知しなければなりません。

※ 「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」(様式第3号)の様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 事業主の方へ > 安全衛生関係主要様式



詳しくは、北海道労働局安全課・健康課又は労働基準監督署(支署)へお問い合わせください